

緊急輸送道路沿道建築物への助成制度一覧

平成23年4月1日現在

※ 融資金利、利子補給額・率等は、年又は年度ごとに変動する場合があります。詳細は、所管行政庁 問合せ先(担当課)にお問合せください。

事業主体	事業名	制度の種類	助成制度の対象等				備考	所管行政庁 問合せ先		
			対象となる建築物 (構造、用途、その他)	対象者の要件 (所得制限、年齢制限等)	補助支払 限度額	補助率 (上限)		担当課	TEL	内線
千代田区	千代田区建築物耐震診断助成制度	補助	昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している民間建築物、非木造であること。	業務で使用する建築物の場合は中小企業者、個人が所有者であること。	400万円	8/10		まちづくり推進部 建築指導課建築 審査主査(構造担 当)	03- 3262- 2111	2824
	千代田区マンション耐震化促進事業	補助	共同住宅(昭和56年6月1日以降に建築された建築物も対象とする)	管理組合、賃貸マンション所有者	500万円	10/10				
中央区	住宅・建築物等耐震改修等支援事業	補助	原則として昭和56年以前に建築された緊急輸送道路沿道等の建築物で、耐震改修促進法第6条第三号の特定建築物等(規模要件等あり)	①業務商業建築物等及び賃貸マンション ②分譲マンション	①100万円 ②200万円	2/3		都市整備部建築課構造係	03- 3546- 5459	
港区	建築物耐震診断助成事業	補助	昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している民間建築物	対象建築物の所有者、区分所有者の代表	200万円	2/3		街づくり支援部都 市計画課住宅支 援係	03- 3578- 2111	2346
	民間建築物耐震化促進事業	補助	昭56年5月31日以前に建築確認を受け、基準法に適合している民間建築物	対象建築物の所有者、区分所有者の代表	分譲マンション7,000万円 賃貸マンション6,000万円 その他3,000万円	2/3				
新宿区	建築物等耐震化支援事業	技術者派遣	昭和56年5月31日以前に着工された緊急輸送道路沿道の建築物				専門の技術者(NPC法人耐震総合安全機構)を無料で派遣し、耐震に関するアドバイスをを行う。併せて、簡易耐震診断(一次診断等)についても無料で行う。	都市計画部地域整備課	03- 5273- 3829	